



# 島根県報

平成28年3月29日（火）

号外第57号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

（薬事衛生課） 2

**公布された条例等のあらまし**

## ◇食品衛生法施行細則の一部を改正する規則（規則第29号）

## 1 規則の概要

行政不服審査法の施行に伴う様式の整理

## 2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

**規****則**

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第29号**

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和38年島根県規則第60号）の一部を次のように改正する。

第1号様式の裏面中「60日」を「3か月」に、「行政不服審査法第4条の規定により、知事」を「島根県知事」に改め、「をすることができます」の次に「（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除きます。）」を、「」提起することができます」の次に「（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除きます。）」を、「に提起することができます」の次に「（裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除きます。）」を加える。

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。